

許可工作物合同点検を実施しました！

これから梅雨などによる出水の災害に備え、河川区域内に設置している許可工作物について、河川管理者と許可工作物管理者の合同による点検を5月9日(水)、10日(木)に実施しました。

今回、合同点検した施設は15箇所(橋梁1、揚水機等14)です。点検で改善が必要な箇所については許可工作物管理者へ指導・助言を行い、許可工作物のより一層の維持管理を求めました。

【点検の様子】



許可工作物とは？

河川本来の機能に支障が生じないよう河川の中には河川管理施設(河川の機能を保持するため管理者自らが施工した施設)以外の工作物はできるだけ設置しないことが最も望ましいことです。しかし灌漑用水等の取水施設や橋梁など、どうしても河川に工作物を設置しなければ場合もあり、その際に河川管理者の許可を受けて設置されたものを許可工作物といいます。

